

浜田市告示第 43 号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により市道の路線を廃止したので、同条第 3 項において準用する第 9 条の規定により告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 28 日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 3 廃止の内容

路線 番号	路線名	起 点	延長 (m)	敷地の 幅員 (m)	
		終 点			
49-03-017	小国 17 号線	浜田市金城小国イ 865 番地先	1,317.9	最大	7.6
		浜田市金城小国イ 868 番 4 地先		最小	3.8
49-03-022	小国 22 号線	浜田市金城町小国イ 865 番地先	259.3	最大	4.5
		浜田市金城町小国イ 865 番地先		最小	3.4